秋田県八峰町及び能代市沖における協議会(第3回)

〇日時

令和 3 年 6 月 29 日 (火) 14 時 00 分~16 時 00 分

〇場所

プラザ都 3階 樹海の間 (一部の構成員は WEB 会議形式にて参加)

〇参加者

経済産業省 清水課長、国土交通省 大岡室長、農林水産省 小林計画官、秋田県 齋藤新エネルギー政策統括監、秋田県 鮫島港湾技監、能代市 齊藤市長、八峰町 森田町長、秋田県漁業協同組合 加賀谷代表理事組合長、秋田県漁業協同組合 田村理事・北部地区運営委員会副委員、秋田県漁業協同組合 荒川能代地区漁業者代表、八峰町峰浜漁業協同組合 石井代表理事組合長、日本内航海運組合総連合会 藤岡審議役、秋田大学 中村名誉教授、秋田県立大学 杉本教授、東京大学 松本客員准教授、環境省 豊村室長補佐(オブザーバー)

〇議題

- (1)事務局説明事項(本区域の想定出力及び漁業影響調査手法の検討に係る実務者会議)について
- (2) 本協議会意見のとりまとめについて

〇議事概要

- (1)事務局説明事項(本区域の想定出力及び漁業影響調査手法の検 討に係る実務者会議)について
- 事務局より資料3について説明

秋田大学 中村座長

● 本区域の想定出力量の拡大について、区域の面積や位置は以前より変わらず、ノンファーム型接続の新たな導入により、系統容量を拡大し区域をより有効的に活用することが可能となるため、想

定出力量が拡大しているとの理解でよろしいか。

事務局(経済産業省)

- ご認識のとおり、区域に変更はない。
- 区域の規模からすると、16万kW以上の出力の発電所の設置も可能であるものと考えていたが、系統容量の制約により、以前は想定出力を 16万kW程度としていたところ、系統政策の進展があり、本区域においても系統容量の追加確保が可能となったため、想定出力量の拡大に至っている。

八峰町峰浜漁業協同組合

● 想定出力が拡大されることにより、14MWクラスなどの大型の風車の設置などが想定されるが、設置される風車の規模の想定があれば教えていただきたい。

事務局(経済産業省)

- 現状の技術の状況を踏まえると 10MWクラスの風車が中心になる可能性が高いと考えるが、公募により事業者を選定するので、 設置される風車規模は選定された事業者の計画の中で決まって いくこととなる。
- また、実際に海域に設置される発電設備の合計出力量も事業者の 計画の中で決まっていくこととなる。

秋田大学 中村座長

◆ 大型の風車が設置されることにより、騒音などの影響が大きくなることなどが懸念されるが、規制値自体は一定であり、風車の規模に関わらず選定事業者は規制値の範囲内で風車を設計することとなる。

秋田県立大学 杉本構成員

- 資料3の2頁に記載されている系統確保に関して、系統を確保しているのは1事業者であるのか、加えてノンファーム型接続の導入事例があるかを教えていただきたい
- また、「親和性の高い系統の確保が妥当」との記載に関して、具体的にどのような系統の確保が親和性の高い系統の確保と考えているのか教えていただきたい。

事務局(経済産業省)

- 系統を確保している事業者は、現状では公募により選定された事業者に対して確保した系統を提供する意思を示している1事業者のみ。
- ノンファーム型接続の導入事例については、2021年1月より開始をしたところであり、現在では募集を行っている状況。今後、系統が混雑した場合の接続ルールの設計などを行い、本格的に運用されていくことになる。なお、試行的な実績はあり、東京電力が一昨年より関東地域の一部で実施している状況。
- 親和性の高い系統の考え方については、国の審議会における整理 結果を踏まえ、例えば、新たな系統に伴う設備面の冗長の恐れが ない系統などが親和性の高い系統であると考えている。
- なお、確保された系統については公募で選定された事業者に承継する前提で公募を行うので、先に系統を確保している事業者が公募において有利とはならない点はご理解いただきたい。

秋田県漁業協同組合(代表理事組合長)

- 漁業影響調査手法の検討に係る実務者会議の開催予定時期を教 えていただきたい。
- また、漁業影響調査手法の検討に際しては、この海域で漁業を操業している漁業者の現場の声が反映されるようなものにしてもらいたい。

事務局(秋田県)

● 実務者会議の開催時期については、協議会意見がとりまとめられた後、会議メンバー間で具体的な開催時期を協議していくことを想定している。実務者会議への出席者については、メンバーとなっている各団体や組織の中で話し合って決めていただければと思っている。

秋田大学 中村座長

● 公募の開始までに漁業影響調査手法をとりまとめ、公募に反映させる必要があるため、スケジュール的にはタイトであるが、関係者にはご理解・ご協力をお願いしたい。

東京大学 松本構成員

- 漁業影響調査手法の検討に係る実務者会議に関して、洋上風力と 漁業との共存に向け、最新の科学的知見に基づき適切な漁業影響 調査手法を検討いただくことを期待している。
- 当方で把握している情報を述べさせていただくと、洋上風力発電 設備の魚礁効果については、魚類資源の増加の場となるとともに、 従前の生息環境への注意も必要となる。また、ドイツにおいては、 事前のベースライン調査とともに稼働後のモニタリング調査を 数年間行うことを定めている。

(2) 本協議会意見のとりまとめについて

● 事務局より資料4、資料5について説明

秋田県漁業協同組合(代表理事組合長)

● とりまとめ(案)の「(2)地域や漁業との共存及び漁業影響調査について」の最後の項目の「選定事業者は、漁業影響調査の結果、 万が一選定事業者の責により漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者に対して協議を行った上で、必要な措置をとること」との記述に関して、 万が一の具体的な想定を教えていただきたい。

事務局(経済産業省)

- 事業者は協議会の構成員となり、支障が発生しないよう、影響調査や他の構成員との協議を行いながら事業を進めていくことになるが、想定外の支障が発生する可能性は否定できない。
- そのため、日本の法制度上の一般的なルールとして、事業者が他者に明確な因果関係をもって支障を与えた場合には必要な措置を講じる旨をとりまとめ(案)に明記している。
- 閣議決定した基本方針においても、「海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者の責により漁業の操業等に支障を及ぼした場合、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者が関係漁業者等に対して必要な措置を取ることは、再エネ海域利用法による促進区域の指定、事業者の選定等にかかわらず、従前と取扱いが変わるものではない。」と示されており、これを受けて、とりまとめ(案)において具体的に明記しているものとなる。

秋田県立大学 杉本構成員

● 秋田県漁業協同組合からの意見と同じ記述に関して、客観的の判断は具体的に誰が行うこととなるのか教えていただきたい。

事務局(経済産業省)

● とりまとめ(案)では日本の法制度上の一般的なルールを明記しているものであるため、当該ルールに即し、判断は関係者間での合意や取り決めに基づき実施していくこととなり、状況に応じて、当事者間の合意、協議会での判断、司法判断など様々なケースが想定される。

事務局(秋田県)

● 経済産業省の回答と同様、状況に応じて判断していくものになる と考えている。

秋田大学 中村座長

- 風力発電事業により想定される支障の全てを現時点で想定することは難しいと考えている。
- 事業開始後も協議会は継続することとしており、支障が発生した場合は、協議会で議論を行い、解決を図っていくことができるものと考えている。

東京大学 松本構成員

● とりまとめ(案)の「(2)地域や漁業との共存及び漁業影響調査について」の5項目めの「各年度の基金への出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること」との記述に関して、協議を行う構成員は地元自治体及び漁業関係者などに限定した構成員を想定しているのか、構成員全員を想定しているのかを教えていただきたい。

<u>事務局(経済産業省)</u>

● 選定された事業者は協議会構成員となるため、協議会の中で基金 に関する適切な協議の形を議論して決めていくものであると考 えている。 ● そのため、協議の形としては協議会全体での協議、実務者会議を 設置しての協議、地元自治体及び漁業関係者などの特定の構成員 間での協議など様々な形での協議が考えられる。

秋田大学 中村座長

- 漁業影響調査手法について、水産庁からの意見があればお願いしたい。
- また、洋上風力発電設備の魚礁効果や漁業への影響などに関して、 洋上風力の先進地域である海外における資料などを把握していれば教えていただきたい。

水産庁

- 魚礁効果などについては、現時点では明確ではなく、今後の会議 において詳細な分析などを行い、議論を深めていく形になるもの と考えている。
- 洋上風力発電設備の魚礁効果や漁業への影響に関する資料に関 しては、現時点で回答できるものは持ち合わせていない。

内航海運組合総連合会 藤岡構成員

● とりまとめ(案)の「洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点」の2項目めに「促進区域内の水深10m以浅の海域には洋上風力発電設備等(海底ケーブルを除く。)を設置しないこと。」と記載されているため、促進区域(案)への水深10mラインの記載について検討いただきたい。

事務局(経済産業省)

● ご指摘の事項については検討させていただく。

秋田県漁業協同組合(理事・北部地区運営委員会副委員長)

- 漁業との協調・共生・振興などに関して、とりまとめ(案)において、「選定事業者は、本海域における漁場の実態に基づき、漁業との協調・共生・振興策について関係漁業者と協議を行うこと」が明記されており、漁業者として安心している。
- 一方、工事は能代、峰浜沖の区域で実施されることとなるが、区域の北側の漁業者もハタハタやクロマグロなどの回遊魚への影響を不安視しているため、協議対象に八森地区や岩館地区の漁業

者を含めていただきたい。

事務局(秋田県)

● 漁業影響調査の範囲などは、実務者会議の中で、漁業関係者や専門家等の意見を伺いながら設定していきたいと考えている。

秋田大学 中村座長

● 海域で配慮が必要となる区域を区切ることは難しいが、できる限り多くの漁業関係者に情報が行き渡るように配慮していくことが望ましいと考えている。

八峰町峰浜漁業協同組合

- 現時点で複数の事業者が調査を行っているが、漁業関係者の意向 聴取を行わず、調査を進めることのみに集中している事業者もお り、対応がまちまちであるため、漁業関係者の意向を汲み取る余 裕の無い事業計画を持った事業者が選定事業者となる可能性が あり、不安を持っている漁業者もいる。
- 各事業者においては、公募が始まる前に関係漁業者との話合いにより、その意向や事情を把握したうえで事業計画を立案し、どの事業者が選定事業者に決定しても、海域の占用許可を申請する際に関係漁業者からの同意を取り付けることができるように漁民の不安解消対策を講じられる様な対応をお願いしたい。

<u>事務局(経済産業省)</u>

- 公募により客観的に評価が行われ、事業者が選定される仕組みの ため、公募開始前の段階でご指摘の対応を実施することは難しい 点、ご理解いただきたい。
- 懸念点に対応するために、この協議会のとりまとめにおいて、選 定事業者が順守すべき事項を決めていただきたいと考えている。
- また、事業者の評価に際しては、地域との調整といった評価項目 もあり、当該評価に関しては都道府県へ意見照会も行った上で評価を行う仕組みとなっている。
- このとりまとめ(案)においても、「選定事業者は、洋上風力発電 設備及び附属設備の設置までに、発電事業の実施について協議会 の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること」と明記して おり、漁業関係者の事前了承なしに事業が実施されることがない

- 仕組みとなっている点、ご理解いただきたい。
- そのような前提がある上で、国民負担の低減の観点から、より効率的な事業を行える事業者が選定されることを目指していきたいと考えている。
- とりまとめ(案)にも記載されている、長期的、安定的かつ効率 的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和、公平性・公 正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の4つの目 標の実現に向けて事業を進めることを目指しており、ご理解いた だきたい。

八峰町峰浜漁業協同組合

● 漁業関係者の意向を考慮しない事業計画に基づき供給価格の設定等をした事業者が選定された後に、費用的な面から漁業関係者の意向に対応ができないといった事態が発生しないようにしていただきたい。

能代市

● とりまとめ(案)の「(2)地域や漁業との共存及び漁業影響調査について」の2項目めの「地元自治体等による災害時における防災計画に定める指定避難場所等への電力供給確保に係る検討・計画策定への協力等」との記述について、具体的にどのように実施していく想定であるのか教えていただきたい。

<u>事務局(経済産業省)</u>

- 今までの議論、地元からの要望、近年の災害への懸念などを踏ま えて、ご指摘の事項をとりまとめ(案)に盛り込んでいる。
- 災害時に洋上風力発電の電力を地元で使用できるようにしたい とのご要望は重要であると認識している。一方、実際に災害時に 洋上風力発電の電力を使用するためには系統上の工夫がまだま だ必要なのが現状。
- そのため、選定事業者と地元自治体等と協議をしながら、災害時における電力供給確保に係る具体的な検討・計画策定を進めていくことが可能となるよう、とりまとめ(案)に明記している。
- なお、3項目めの「選定事業者は、港湾及びその周辺地域への洋上風力発電関連産業の立地に向け地元自治体が講じる施策について認識するとともに、合理的な範囲において適切な協力を行う

こと」との記述に関しても、独占禁止法などに違反しない合理的な範囲で協力を行うことができるようにとの考えに基づき明記している点も併せてご理解いただきたい。

能代市

- 現状で能代市においては既設風車の電力を災害時に活用する仕組み、具体的には事業者が蓄電池を設置し、市と協定を締結し、 災害時に電力の供給を受ける仕組みを構築している。
- その際の課題として、災害時に蓄電池に蓄電された電気がスムーズに利用できるのか、災害時にも風車が稼働して電力が利用できるのかといった課題がある。
- また、電力の供給系統が存在しないため、市において電気自動車 を 2 台購入し、有事の際に電力を運ぶこととしている。
- 実際に災害時に風力発電の電力を利用する仕組みを構築するためには費用を要することとなり、具体的な方法を事前に決めておかないと、選定事業者にも負担がかかるものと考えている。
- また、費用負担についても基金を活用するのか、基金とは別途、 選定事業者が地域貢献として行うのか、考えを教えていただきたい。

事務局(経済産業省)

- 今後の技術進展の可能性などもあり、現時点では具体的な方法まで決めておくことは難しく、また、大きなコストを要する対応を 採算を超えて選定事業者に地域貢献策として求めるものではない。
- とりまとめ(案)においては、選定事業者と地元自治体等が協議 をしながら長い目線で考えていくという観点で事務局案として 書いている。
- 選定事業者と地元自治体等の協議の中で、どのような地域貢献策 とするか、磨き上げていければと考えている。

能代市

より具体的な実施方法を提案した事業者について、地域貢献の観点で高く評価されるようにご配慮をいただきたい。

八峰町

- とりまとめ(案)において、「洋上風力発電による電気の地域における活用に関して配慮すること」と明記されており、風力発電事業が実施される地域にもメリットがあるとりまとめがなされたことについて、お礼を申し上げる。
- 今後、蓄電技術は進歩していくものと考えており、通常の電力供 給系統とは別に、蓄電技術を活用し、災害時に避難所等への電力 供給体制が構築されることが望ましいと考えている。

秋田大学 中村座長

● 電力の供給に関しては、蓄電池とともに、最近では電力により水素やアンモニアを生成し、使用する際にはそれらを燃料として発電するといった技術も注目されており、現時点で蓄電池の活用に限定して具体的方法としてとりまとめに記載することは難しいが、地元自治体に協力して検討・計画策定を進めることができるよう、とりまとめ(案)には明記されているものと考えている。

事務局(経済産業省)

● 今後、蓄電池のコストを低減し、実用化していくことは重要であると認識しており、それらの状況とあわせて良い仕組みにしていければと考えている。また、地域の脱炭素のモデルケースとなるように国としても協力していきたいと考えている。

八峰町峰浜漁業協同組合

- 基金の使途について、漁業者は高齢化などの進展による漁業の先行きに対する不安に加え、風力発電事業による不安も抱えることとなる状況である点をご理解いただき、不安を解消できるよう基金を活用いただきたいと考えている。
- 風力発電事業による直接の影響を受ける漁業関係者に対して基金を活用した手厚い対応をお願いしたい。

秋田大学 中村座長

● 今後も協議会が継続することとなり、基金の使途については協議会で議論を行い、状況に応じて柔軟に対応していくことが望ましいと考えている。

事務局(経済産業省)

- 基金の使途については、漁業関係者への配慮は必要であるとともに地域全体への配慮も必要であるとの認識であり、国において主導的に決めるのではなく、地域の関係者の中での協議によって決めていくものになるものと考えている。
- とりまとめ(案)においても「選定事業者は、各年度の基金への 出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必 要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協 議をする」こと、また、「選定事業者、関係漁業者及び地元自治体 等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用に際して、公平性・ 公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的 な方針に記載された目標の両立に配慮する」ことを明記している。

事務局(秋田県)

● 基金の使途については、漁業関係者、自治体の様々な状況・意向 を踏まえながら議論をしていきたいと考えている。

秋田県漁業協同組合(随行)

● とりまとめ(案)の「(2)地域や漁業との共存及び漁業影響調査について」の最後の項目の、「選定事業者は、漁業影響調査の結果、万が一選定事業者の責により漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者に対して協議を行った上で、必要な措置をとること」との記述に関して、必要な措置については、基金を活用した漁業との協調・共生・振興策とは別途となるものと考えており、明確にしていただきたい。

<u>事務局(経済産業省)</u>

● ご認識のとおりと考えている。実態を踏まえて稚魚放流等の基金内での対応もあり得ると考えられるが、指摘のような通常とは全く異なる万一の事態の場合の対応について、全て基金で対応するというものではないと考える。

秋田県漁業協同組合(随行)

● 基金に関しては、稚魚の放流や新たな漁場の整備など、風力発電 設備の立地による漁業への影響を回避するために利用されることをお願いしたい。

事務局(秋田県)

● とりまとめ(案)の「地域や漁業との共存及び漁業影響調査について」の最後から2項目めについて、1回目の協議会において内水面漁業者からの懸念の声、また、2回目の協議会においては内水面漁業者から理解促進のための情報提供及び内水面も意識した漁業影響調査を希望する旨の意見をお示しした経緯があり、内水面漁業への配慮に関する事項をとりまとめ(案)に明記している点、補足させていただく。

秋田大学 中村座長

● とりまとめ(案)については、概ね了承されたものとの理解でよろしいか。

全員

● 異議なし

秋田大学 中村座長

- 事務局のとりまとめ(案)を本協議会におけるとりまとめとさせていただく。
- 万が一、ご意見がある場合は、後日で結構なのでご意見をいただ きたく思う。
- 些細なご意見の場合、対応は座長に一任いただくことをご了承い ただきたい。

以上